東海大学課程資格教育センター論集
第18号
DOI: 10.18995/24348872.18.55

〈研究ノート〉

学校における養護機能と養護教諭の定着

―養護職員（看護婦）の配置に着目して―

菊地 愛美

はじめに

子どもたちを就学させ、通学させ、そして発達へと導くことで成立する学校教育において、家庭から預かった子どもたちの「心身の健康と発達」という課題は非常に重要である。それは、学校教育を成立させるための条件整備と管理という側面でも、また学校教育の機能としても問われるべき問題であろう。戦後、この「心身の健康と発達」をつかさどるしごとを担う教員として養護教諭が設置され、その拡大・普及が急がれてきた。2018年度現在、養護教諭は小学校から高等学校までのほぼすべての学校に配置され、学校教育にとって欠かせない役割を果たしている。1990年代以降は養護教諭の複数配置や男性養護教諭の普及など、学校における養護機能の質的側面を追求する新たな動きも活発化している。しかし、戦後ながらく勤務校に籍を置く本務教諭の実数の拡大は順調には進まなかった。戦後、養護教諭は、敗戦直後の衛生対策の必要と相まって、児童・生徒の健康回復のための緊急増員が求められた。学校教育法の制定によって、養護教諭の前身である養護訓導から養護教諭へと改称される前年（1946年）に文部省体育局長名で出された「学校衛生刷新に関する件」の通牒では、「可及的速かに一校に付少なくも一人の養護訓導を設置するよう努むること」が勧告（以下、「1校1名」勧告）され、その増員が目指されたことが確認できる。この「1校1名」勧告は、1920年代、大阪市北区済美学区内（小学校全6校）において、全国に先駆けて実施された学校看護婦の「一校一名専任駐在制」の取り組みや、1943（昭和18）年の国民学校令の一部改正によって養護訓導が国民学校に必置（第15条）となったこととも合わせて位置づけておくべきであろう。後述するように、医療・福祉の専門職としての学校看護婦や保健婦に委託するのではなく、あくまで学校長の指示下にある学校職員が担うべき職務として衛生及び養護が捉えられようとしていたのである。

この「1校1名」勧告と歴史的経緯を踏まえるならば、養護教諭制度の実質的な定着は、本務養護教諭のみの配置が全都道府県の公立小学校において概ね80％を達成した1990年代を待たねばならなかったと思われる。ただし、徳島県や高知県などに見られるように2000年代以降再び60～70％台へと下降を見せる県が確認されたことを鑑みれば、現在もまだ達成途上にあると評価すべきかもしれない。しかし、本稿では1990年代初頭を本制度の実質的定着の時期と措定した上で、その歴史を戦後の学校教育における養護機能の受容の歴史として捉え、その過程の一端を明らかすることを目的とする。その際、本務養護教諭とともに学校における養護機能を担った養護職員（看護婦）の配置実態に注目することで、制度理念と学校現場との間にある齟齬に着目し考察する。

対象時期を1990年代初頭としたのは、本務養護教諭の「1校1名」配置と地域間格差の縮小の概ねの達成という点のみならず、この時期以降、養護教諭の専門性をめぐる議論に新たな視点が加えられ始めたからである。学校教育におけるいじめや不登校問題への対処として養護教諭が積極的に位置づけられたり（文部省初等中等教育局長通知（1995年））、2000年代以降はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置・連携が図られたりするなど、学校における医療・福祉的支援の重要性が指摘されてきたことは、養護教諭の職務や学校保健概念をめぐる議論にとっても1つの画期として捉える必要があるだろう。

1. 学校における養護機能の担い手

1-1　養護職員への着目

現在、学校における養護の専門職として定着している養護教諭の歴史を遡ると、その起点は1900年代に登場した学校看護婦に求められる。学校看護婦は、相次ぐ戦争と不況の中でみられた子どもたちの健康悪化と、特にこの時期に流行したトラホームの洗眼治療にあたらせるため、各地で校費によって看護婦が採用されたことに端を発する。その後、治療・処置のみならず衛生環境の整備や生活改善の指導といった教育・指導的な役割をも担うようになり、次第に職務内容が複雑多岐にわたるようになっていった。それに伴い、学校看護婦の職務と身分の不安定性・不明瞭性を改善すべく職制運動が展開するのであるが、こうした学校看護婦たちの要求は、戦時体制づくりの教育政策とも相まって1941年には養護訓導という教育職への職種変更へと結実した。そして、1947年の学校教育法によって現在の養護教諭へと名称変更する。こうした学校看護婦の教育職への転換は、養護教諭の歴史の中で最大の転換期として位置づけられている。すなわち養護という機能が学校教育の機能の1つとして制度的に承認されたことを示すとともに、その後、長らく続く養護教諭の差別感[1)]の起点ともなったからである。

医療・福祉職から教育職への転換という背景をもつ養護教諭の歴史は、戦後、「教育としての養護」の追求の歴史として描かれてきた。養護教諭の教職としての専門性追求のあゆみとして捉えられてきたということでもある。杉浦（2004）は、戦後の養護教諭の歴史を「存在否定時代（1945〜）」「復活時代（1953〜）」「専門性追求時代（1970〜）」「専門性主張時代（1993〜）」という4つに時期区分し、さらに1970年を基点として前後2つに区分している。杉浦においては、養護訓導制度の成立が、他国に例をみない教育職として独特の発展を遂げている点が評価されており、占領期にアメリカ的な医療・福祉職としての学校看護婦（スクール・ナース）像へと塗り替えられようとしたことに対する批判と抵抗の歴史として戦後の養護教諭が描かれている。1953年の教職員免許法の改正や1958年の学校保健法の制定について、杉浦は「本来の日本式学校保健への回帰」として評価している。看護婦免許の取得を要しない正規の大学による養護教諭養成課程の成立や、養護教諭制度の「忠実な実施」が学校保健法の付帯決議にて約束されたことによって、養護教諭は制度的承認を受けたのであり、その運用において拡大・普及が目指される「復活時代」に進んだとしている。そして、実数の拡大がある程度進み、養護教諭の養成や専門性の追求によって、学校内における養護教諭の果たす役割の明確化が図られるのが「専門性追求時代」「専門性主張時代」となる。養護教諭の戦後史研究は、大まかには杉浦による構図を共有していると捉えてよいと思われる[2)]。すなわち「養護をつかさどるしごと」が教育のしごとであるのか、あるいは医療・福祉領域のしごとであるのかという、二項対立的な図式で描かれており、前者の立場でその専門性の追求がなされてきたと言える[3)]。そしてこの立場こそが養護教諭のもつ固有性として重視されてきたのである。

また、学校における養護機能の位置づけについて考察した藤田（2002）は、その歴史を整理するなかで、戦後を「養護教諭の職務についての自問と模索」の時期と位置づけ、さらに「養護教諭の役割の模索（1947〜）」「養護教諭の役割自覚の芽ばえ（1970〜）」の2期に区分している。杉浦と同様に1970年を指標に2つに区分している点に留意したい。補足すると、前半は「養護教諭の実数の拡大と組織化」、後半は「教育職としての専門性の追求」が大きな課題として捉えられていたのであり、1970年を境に量の拡大から質の深化へと焦点が移されてきたことが示されている。さらに、藤田の議論に代表されるように、学校機能における養護の位置づけをめぐる議論は、養護教諭（養護訓導）という職制と職務をめぐる議論によって代替されてきたと捉えることができよう。近代学校教育における養護機能の必要の自覚は、養護教諭の制度的承認と拡大によって体現されてきたのである。

しかし、先述したように実際に本務養護教諭の配置率が50%を超えたのは1970年代前半であり、養護教諭制度が順調に実現されたとは言い難い。本稿では、養護教諭が充足されるまでの間、一定数を維持してきた養護職員（看護婦）の存在に着目し、養護教諭制度の受容過程について検討する。彼女たちの存在としごとが、養護教諭にまつわる制度運用の不十分さと学校の現場における養護の必要の自覚との間を埋める重要な役割を担ってい

たと思われるためである。その上で、学校教育における養護の仕事が、教育であるのか管理（保護）であるのかという養護職員の職務をめぐる事例をとおして、近代学校制度が孕む課題と可能性を展望したい。

なお、ここで養護職員とは養護教諭の免許状を持たずして養護のしごとを担う看護婦のことであり、市町村立学校職員給与負担法の適用を受けず、給与が主に学校設置者（市町村など）によって支給されている職員を指す。養護教諭の普及と拡大を阻んだのは主に財政的な理由によると思われるが、養護職員の給与が市町村費によって賄われるという特徴からも、学校や地域社会による養護への必要と期待を反映した存在であったと思われる。

1-2　調査の概要

『学校基本調査報告書』をもとに戦後の公立小学校における養護教諭・養護職員の配置数・配置率を算出した。公立小学校を対象とするのは、先述した「1校1名」勧告の歴史的経緯も含め、養護教諭の配置が小学校から充足していったためである。国立・私立小学校については、少数でありかつ都道府県別調査が確認できなかったため含めなかった。配置率については、養護教諭及び養護職員数を公立小学校数で割って算出している[4)]。また対象時期は、養護職員数を経時的に把捉できる1959年から、養護職員の比率変化が横ばいになる1995年までとした。ただし、兼務養護教諭については都道府県別の調査が1970年からしか確認できないため、1970年以降を対象としている。また、養護職員においては本務・兼務別の調査がないため、便宜上本務者として扱っている。

養護教諭の配置基準は、1958年「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「標準法」）によって、小学校は児童850名に1名、中学校は生徒1500名に1名と規定され、現在では3学級以上の学校に1名、さらに851名（中学校は801名）以上の学校には複数配置が算定されている。その後、複数回にわたる定数改善計画などにともない養護教諭の実数は増加し続けて来たが、学校教育法においては、特別の事情のある時は、「当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる」（附則第7条）という規定も存在しているため弾力的な運用がなされており、各県で独自の配置基準を定めている。そのため、本稿では「1校1名」勧告を引き継ぎ、配置基準への充当ではなく、学校数を基準にした配置率の算定によって養護教諭の制度的定着について評価することとした。

2. 養護教諭・職員の配置における全国的傾向―配置数、配置率、構成比

本務養護教諭（助教諭含む）の配置数は、1959年に7,000名弱、1969年には10,000名を超える。1970年代を通して急激に増加し、1980年には20,000名を超えている。増加率は1960年代半ば以降5～7%、1970年代半ば以降6～11%、1980年代以降増加は横ばいである。また、配置率は1950年に26%、1965年には30%超、1973年50%、1979年には80%超となり、1970年代が本務養護教諭の拡大期であったことが確認できる。

養護職員の配置数は、1959年に2,500名弱、1962年に2,600名超となるが概ね横ばいである (図1)。1960年代半ば以降減少が進み、1968年には2,200余名、1974年には2,000名を割り込み、1981年には1,000名を割り込む。最も減少率が高かったのは1970年代末である。配置率は、1970年代前半まで概ね10%前後を推移し続け、1970年代半ば以降は徐々に減少し5～7%となる。1980年代に入ると3～4%程度、1990年代以降は1～2%を推移する。1962年を境に減少し続けていることから、養護職員の新規採用は積極的にはなされていなかったと推測できる。

本務養護教諭の実数の拡大については、先行研究（三木（2009)、杉浦（2004)、藤田（2002）など）においても広く指摘されているが、1960年代半ば以降、大学における養護教諭養成が拡大したことが大きな要因であると思われる。養護職員の減少を背景にもつ本務養護教諭数の順調な増加は、学校における養護の担い手を養護教諭へと焦点化させることによって、その専門性の追求という流れを後押しすることとなったと思われるが、養護職員の果たした役割を養護教諭の代替や歴史的残渣としてしまうのはやや早計であろう。本務養護教諭と養護職員の構成比に着目すれば、養護職員の相対的地位の低下という評価にも首肯できるが、その一方で、養護職員

配置率が全体の10%ほどであった1972年頃までは、養護職員は看過できない割合で存在していたことも確認できる（図2）。配置された養護教職員全体に占める養護職員の割合を見ると、1962年が37%、10年後の1972年においても17%であり、2〜4割弱が養護職員によって充当されていたのである。養護教諭の不足を補う養護職員の給与は市町村費によって賄われているため、財政的な負担を負ってでも養護職員を配置する必要性が当該地域において認められなくてはならない。そのことからも、養護職員の配置率の高さは養護機能の必要に対する地域的承認の一形態として評価する必要があると思われる。

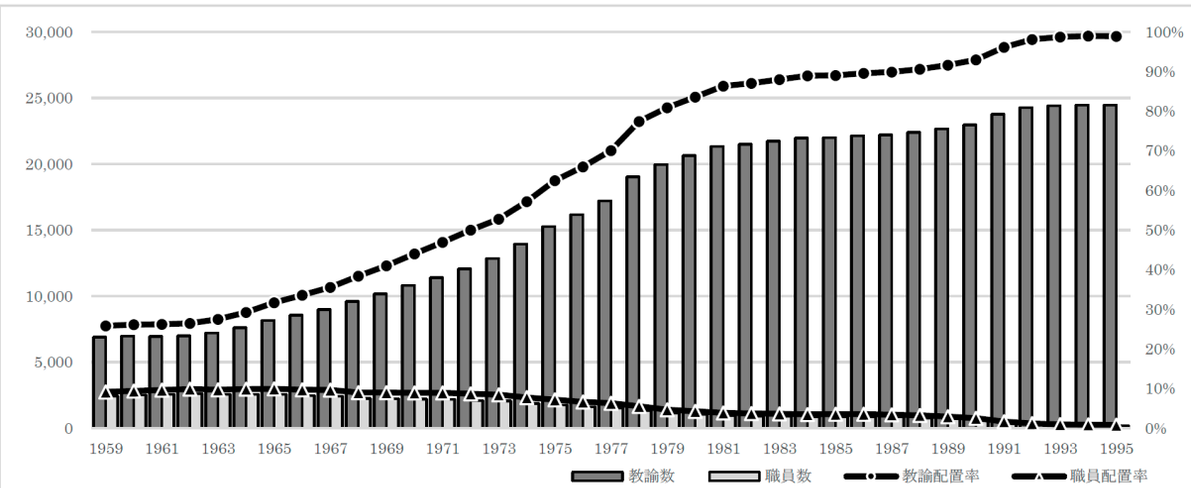

図1　養護教諭・養護職員配置数および配置率

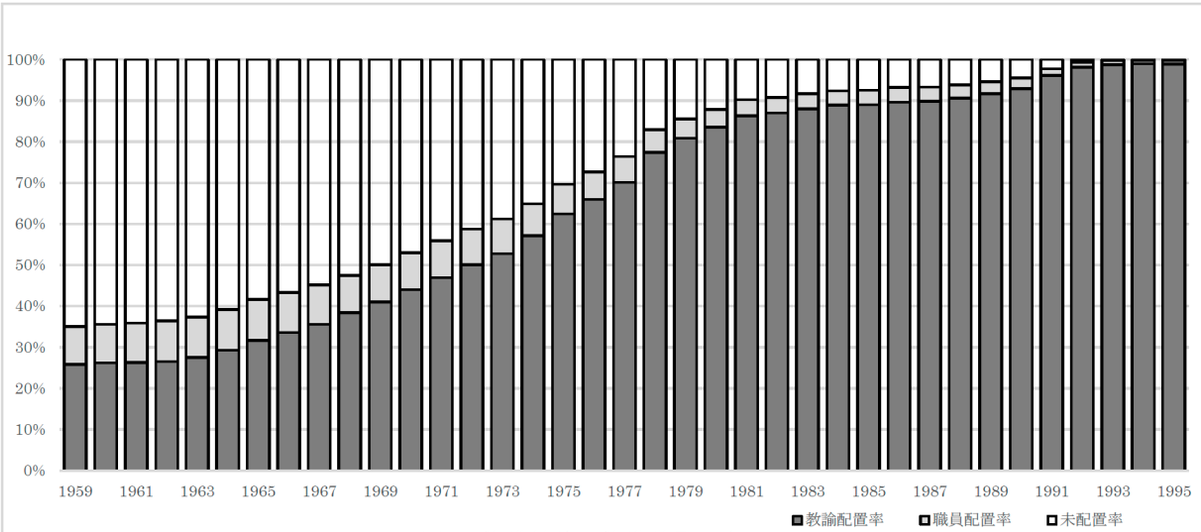

図2　養護教諭・養護職員構成比

3. 配置の多様性―兼務者・養護職員による充当―

養護教諭の配置状況は地域による差が大きかった。それは、先述したように養護教諭の配置基準が各都道府県によって定められており、弾力的な制度運用がなされていたことや学校看護婦時代からの地域的な特色などに由来する[5)]。以下ではその多様性や格差を概観し、特に兼務養護教諭と養護職員の配置に着目したい。学校における養護の担い手をいかに選択するのかという視点で整理することによって、養護の必要に対する地域的承認の諸相を明らかにすることができると思われる。

本稿では、都道府県別に「本務養護教諭配置率（本務配置率）」「兼務養護教諭配置率（兼務配置率）」「養護職

員配置率（職員配置率）」を算出し、それぞれの傾向について考察した。紙幅の都合上すべてを提示することがかなわなかったため、それぞれに特徴的な自治体を抜粋して示している。なお、兼務養護職員については都道府県別の調査報告が1970年からの公表であるためそれ以降の算出となる。また本稿では、養護職員について本務者として扱っているが、財政的な理由からも養護職員による兼務は十分に想定されよう。しかし、その場合においても養護の担い手に本務養護教諭ではなく、養護職員が選択されたという事実の指摘には十分であると思われる。

3-1　本務養護教諭配置での充当―大都市を中心に

本務配置率をみると、1959年段階で半数を超えていたのは、東京都（72%）、佐賀県（62%）、福岡県（57%）、大阪府（53%）、群馬県（52%）であり、次いで長崎県、山形県が4割を超えている。その後、多くが半数を超え始めるのは1975年以降であり、1978年にはすべてが半数超（平均72%）となる。先述した通り、本務養護教諭の拡大期は1970年代であったが、それには1958年に制定された「標準法」とその5年ごとの改訂に伴う養護教諭充足5ヵ年計画の影響が大きかったと思われる。1960年代に相次いだ大学での養護教諭養成課程等の設置もさることながら、1970年代に至って、それまで児童生徒数あたりで求められていた養護教諭配置基準をはずし、学校あたりの配置基準へと変更したことによって、「1校1名」という配置目標が明確化されたことも押さえておかねばなるまい。例えば、1974年の第4次5ヵ年計画では本校数の75%、8000人の増員が計画されている。

本務配置率75%を超えるのは東京都が最も早く、1959年段階ではすでに78%を占めている。1967年大阪府、1969年神奈川県、その後埼玉県、愛知県と続く。概ねの充足を示す75%の早期達成が比較的大きな都市に続いている点から、財政的な条件が重要であったことがうかがえよう[6]。その他が75%を達成するのは1970年代後半から1980年代前半にかけてであり、もっとも遅かったのは1989年の鳥取県である。地域間格差に着目すると、1959年には全国平均26%、東京都78%に比して鳥取県3%、1965年には全国平均31%に対し東京都92%、島根県10%、1970年には全国平均44%に対し東京都98%、高知県21%、となっている。こうした地域間格差は現在も見られるが、1981年には半数を超える地域で80%以上を達成していることから、その幅は狭まりつつある[7]。

本務養護教諭のみによる充当が比較的容易であった大都市に対し、多くの地域では1975年頃まで半数程度にとどまっていた。もちろん本務養護教諭の配置を順当に待つ地域もあったが、多くの地域では兼務養護教諭や養護職員を配置することで学校における養護機能の必要に応じていたのではないかと思われる。図3は、1970年における都道府県別養護教諭および養護職員の構成比を示したものである。関東地方で比較的少ない傾向がみられるものの、広く養護職員による充当がなされていたことが確認できよう。

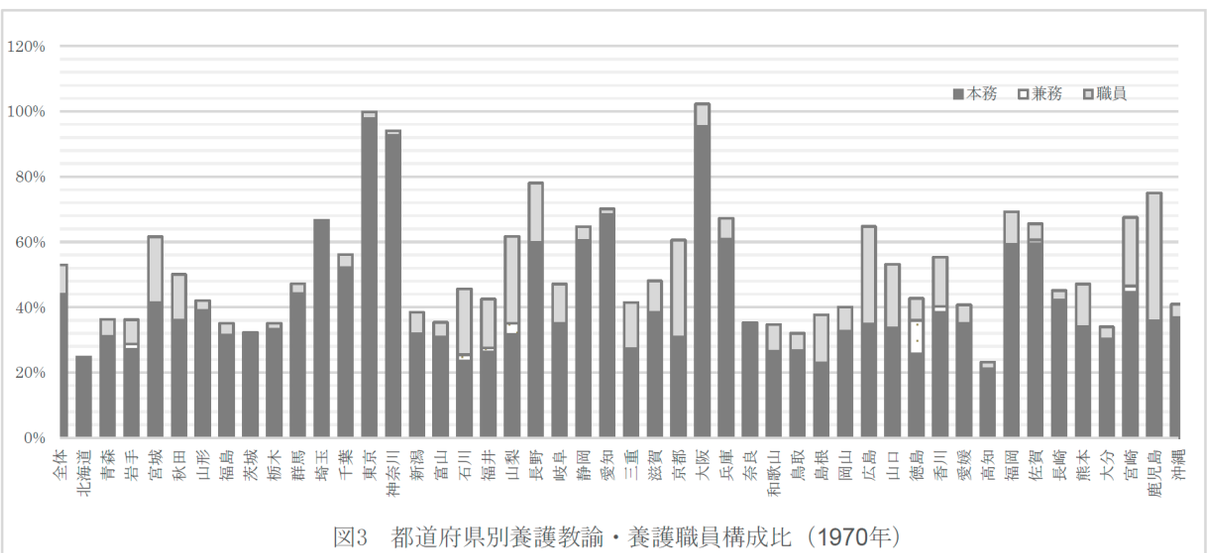

図3　都道府県別養護教諭・養護職員構成比（1970年）

3-2　兼務者での充当―徳島県など

養護教諭の不足を数校兼務という勤務形態で乗り切ろうとした学校も少数ながら存在している。養護教諭の兼務による劣悪な勤務状態は1950年代半ばころから指摘されており、例えば千葉県では兼務排除の運動や請願が展開され、1971年には兼務はなくなっている[8)]。本稿においては、1969年以前の兼務者の都道府県別調査を確認することが出来なかったが、全国的な傾向では、兼務者による充当は1960年代から増加し、1970年代半ばをピークとしつつ、1980年代に至っても一定数を維持している（図4）。

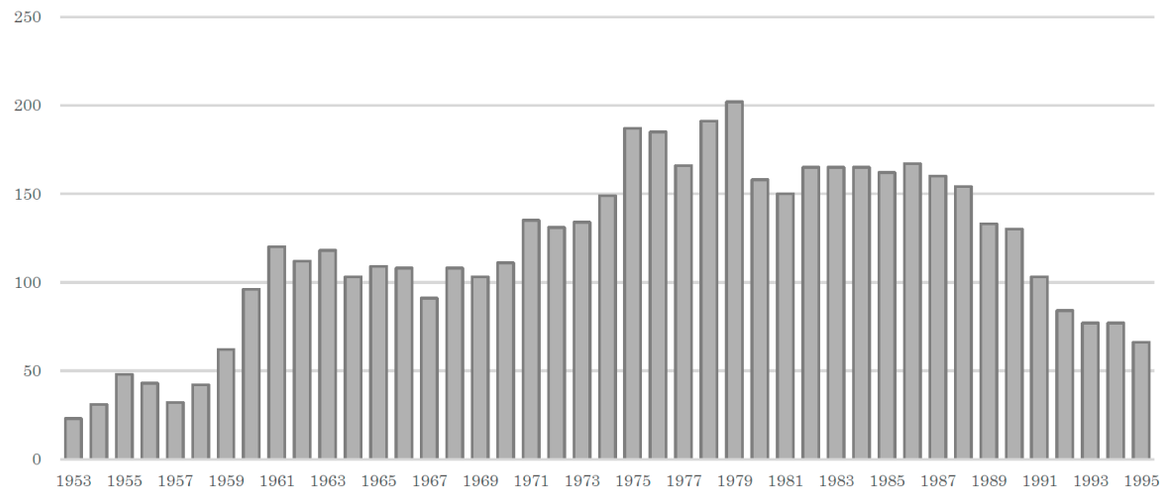

図4　兼務養護教諭数（全国）

なかでも徳島県は最も多く、全国の兼務者数の3分の1程を占めている。全国で唯一、養護教諭全体に対する兼務養護教諭の配置率が10%を超え、1986年まで続いている（図5）。徳島県においては、本務と兼務を合わせて、四国内の他県と同等の配置率が維持されており、1970年代半ばにおいては、養護教諭・養護職員全体の配置率が全国平均を大きく上回っていることからも、兼務者の役割が非常に大きかったと思われる。

ついで、宮崎県が1970～1990年代初頭にかけて2～9%を推移しており、特に1980年代が7～9%と比較的高い。1970年代には山梨県、岐阜県、佐賀県、山口県、滋賀県などで5%前後の兼務配置が確認できる。養護教諭による兼務配置は市町村に財政的負担が及ばない点で、より効率的な配置によって本務養護教諭の不足状況を切り抜けようとしていたことを示していると考えてよいだろう。

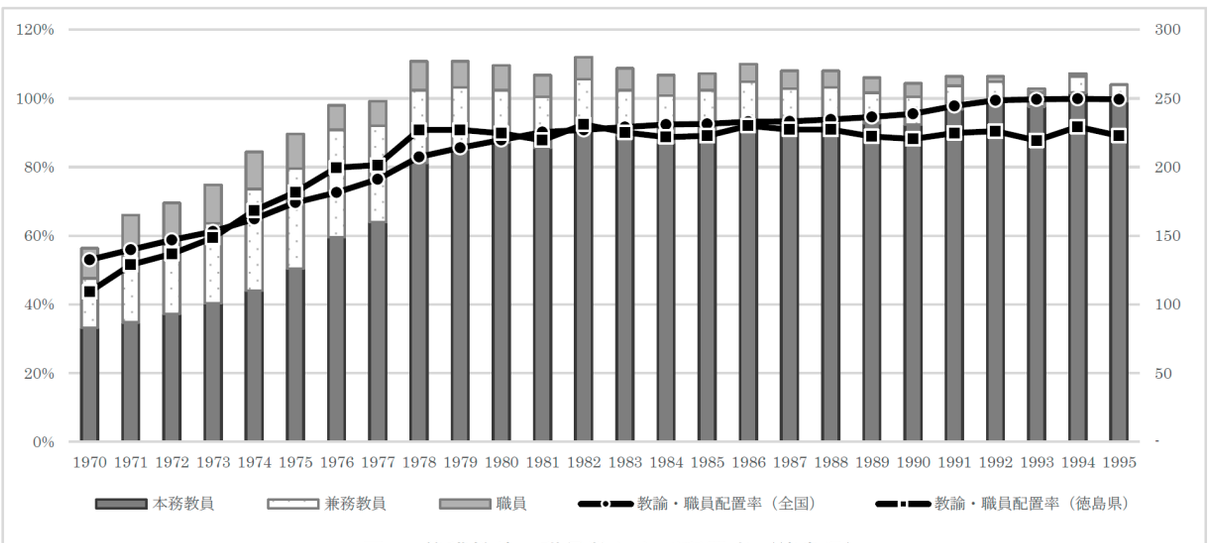

図5　養護教諭・職員数および配置率（徳島県）

3-3　養護職員（看護婦）での充当―鹿児島県、広島県、京都府

養護職員による配置は、比較的早い段階から見られる。この点は戦前の学校看護婦の配置実態との照合が必要な点であることは留意されたいが、特に多かったのは鹿児島県で、1970年代半ばまで30%前後を維持し続けている。同様に30%を占めていたのは広島県と京都府[9]であり1990年まで10%台を維持していた。次いで山口県、石川県、山梨県、神奈川県、宮城県が20%程度を推移しており、1970年代まで続く（神奈川県は1965年まで）。比較的高水準であった鹿児島県と広島県には離島が多いことも関係していると推測されるため、財政的地理的条件を加味した検討がまたれよう。京都府においては、特段へき地指定学校や分校などが多いわけでないが、他の2県より比較的長い期間（2000年代に至ってもなお4%）、養護職員の比率が維持されている点に特徴がある（図6）。

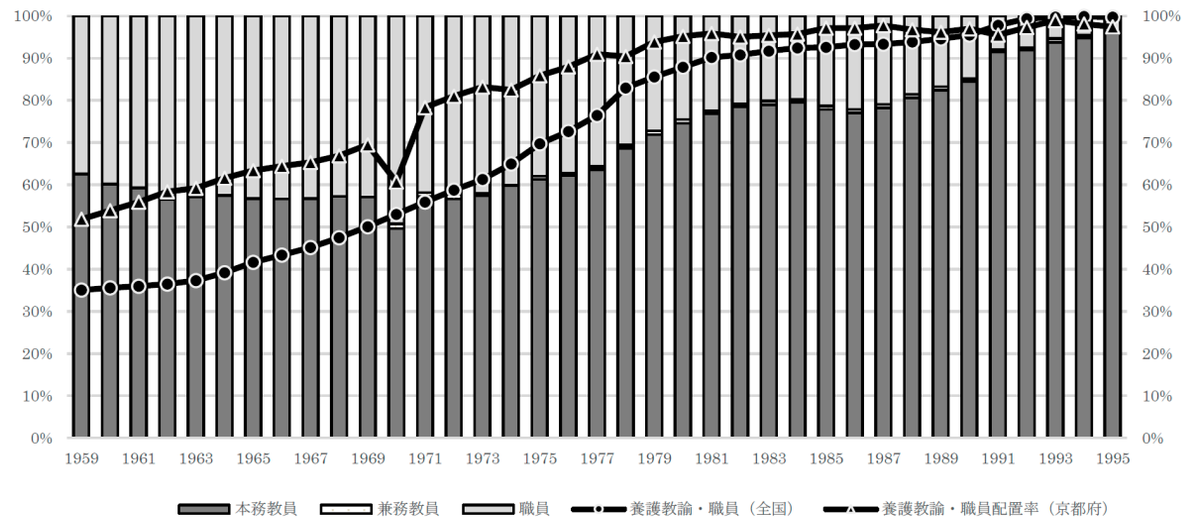

図6　養護教職員構成比（京都府）

養護教諭・職員配置率を比較すると、京都は早い段階で半数を超え、以降1990年までは全国平均を上回っている。その間、京都府における養護教諭単独の配置率は1970年代半ばに半数をこえ、1989年に80%に達する。これは全国的に見ても、富山、和歌山、鳥取、徳島に次いで遅く、比較的ゆっくりと養護教諭の配置率を上げていったことがうかがえる。ただし、京都府の職員配置が他県に比して高い割合で推移してきたことや、1970年代半ばまで微増ながら採用を続けてきたことを鑑みるならば、その要因は養護教諭の消極的配置にあるというよりも、養護職員の雇用維持に求めることが出来るのではないかと思われる。1970年代前半までに採用された養護職員の継続的な雇用が維持されていたとするならば、この時期以降の京都府においては養護教諭の配置の増加―積極的採用―は困難な状況であったと思われる。

いずれにしても重要なのは、京都をはじめとするこれら地域においては、養護職員の配置を積極的に進めることによって、学校における養護教職員の未配置をある程度避けることが可能となったということである。そこには、養護職員が養護機能を担うことで地域を支えてきたという背景が見えてくる。

4. 考察―兼務者・養護職員による充当―

本稿では養護教諭の実際の定着の動向を養護職員との関係でみてきた。杉浦（2004）が指摘するような制度的な「復活」が遂げられたにもかかわらず、養護教諭の実数としての定着が阻まれた要因には、第一に財政面や労働条件という現実的な課題が考えられるのではあるが、同時に他の要因も考えられる。すなわち、兼務者や養護職員によって養護教諭の不足が補われる過程において、「養護の専門職としての養護教諭による養護機能の充足」という制度的価値が再解釈された可能性があるのではないかということである。特に、養護職員による場

合、教員免許を持たない看護婦によって養護機能の担い手が代替可能であるという評価がなされていたことは否めない。しかし、一方で養護職員の加配は学校設置者にとっては財政的な負担となるにもかかわらず、医療・福祉の専門職としての看護婦との連携や機能分化ではなく、学校長の指揮下にある学校職員として学校教育に参入させたことの意味は決して小さくないだろう。以下、このことが持つ意味について、養護職員の配置比率の高かった京都府における受け止めの1つから検討を試みたい。

例えば、京都府のある小学校では養護職員を「教員」として捉え、学校教育における保健指導の担い手として積極的に受容しようと試みたことが報告されている[10)]。京都府久美浜町立川上小学校における「養護職員」という呼び名をめぐる事例である。養護教諭未配置であった川上小では、1970年7月に住民の要望で養護婦が町費によって配置された。この時期の京都府の養護教諭全体の配置率は約30%、養護職員を含む配置率は約60%であり、養護職員の増加率も5%を推移していた。そうした最中の出来事である。配置されたのは町の診療所の看護婦で、日赤の従軍看護婦でもあった「ベテラン」看護婦であった。町役場や教育委員会からは「養護教諭でないから、資格上教育はできない」と告げられている彼女に対し、教頭は「学校は教育の場だ。そこで働く者は教育者だ。」「教育しない者は、学校には不要だ。」と言って、保健指導をその職務とするように迫り、当時「養護婦」と呼ばれていた呼び名を「養護職員」へと変更している。養護婦として勤務する予定であった女性は、教頭による要求に泣きながら困惑したという。その呼称変更について、川上小の学校教育方針という冊子には次のように記されている。

> ・「養護婦」という呼び名を「養護職員」と改める。
> 養護職員は養護教員であり、教職員と児童の健康指導・管理を中心とする重要な教育の部署を担当する教員である。
> 養護職員は、子どもの健康を中心として、担任との密接な連携のもと、父母と共にとり組む。

「養護婦」という呼称が「養護職員」という学校の管理下にある職務として捉えられ改称されたのち、さらに「養護教員」という教育職としての意味が付与されている点に注目したい。教員免許も教育経験も持たない養護婦を、教員免許を持つ教員と対等な立場として位置づけることは、教員が自らの専門性を相対的に押し下げることを意味するとも思われる。しかし同時に、職名や身分に寄らず養護という職務の内実が教育的意味を持つということが確認され、学校教育の機能の中に積極的に養護機能を組み込もうとした事例として捉えることができるだろう。川上小は、地域にねざした教育実践で知られ、革新的な実践が様々になされた学校でもあるのだが、そうした条件を差し引いてもなお学校教育における養護機能が養護職員によって充当されるためには、学校側になにがしかの解釈が必要であったことが推測される。それは養護という仕事の専門性を高めるという方向性でなされたというよりもむしろ学校教育がなすしごとの幅を広げたことを意味しているのではないだろうか。つまり、看護婦を「教員」と位置づけ、学校教育の一部に組み込むことによって、学校教育自身の機能を広げたのではないかということである。子どもの心身の健全な発達や安全への対応が学校の果たすべき機能として認められるにつれて、それへの対応として積極的に「看護」の知見と技術が期待されたのではないかと思われるのである。そしてそれが学校における養護機能として捉えられていったのであろう。

養護教諭の戦後史において、一般教諭との間にあった「差別感」や「低い評価」、「疎外感」は、養護教諭の専門性や職務確立の動機・要因として指摘されてきた。養護教諭は制度化以降、養護に関する高い専門性を持った専門職としての位置づけを希求してきたように思われる。それは養護教諭の起点が学校看護婦との別離にあり、教育職としてのアイデンティティの確立と承認を求めたからであろう。しかし、本稿において養護職員による養護機能の充当過程を検討する中で見えてきたのは、養護教諭制度がその根幹に「教育職としての養護教諭による養護機能」を位置づけていたのとは裏腹に、学校現場においては担い手いかんを問わず「学校機能としての養護機能」が重視されていた可能性である。養護教諭の制度的定着は、養護教諭自身による専門性の追求の成果であるとともに、学校教育自身がその機能として養護機能を積極的に受容してきたことにも求められるのではないかと思われる。

これは同時に、学校教育が既存の「教育」の幅を緩め、教育外の領域の知見と技術を生かした子どもの発達への助成的介入の方途を模索し始めた可能性をも指摘できるのではないかと思われるが、その具体的検証は今後の研究にゆだねねばならない。1960〜1980年代という時代や社会の状況、各地域における財政的政治的地理的条件を踏まえた詳細な検討も必要である。例えば、上述した川上小の事例は、高度成長がもたらした地域共同体の解体やそれに伴って確認された子どもたちの生活の変化へ対応が「地域にねざした教育」という教育実践として展開されたものであった。また、養護教諭養成制度との関係についても触れることができなかった。本務養護教諭の不足については、養護教諭自体の供給不足という側面が前提条件として指摘できる。ただし、養護教諭養成が戦後ながらく急がれなかったことの背景には、本稿で指摘したような「学校教育における養護機能」の実質的な承認の不足が予算問題と絡めて存在していたことが推察される。例えば、上述のように、徳島県は兼務養護教諭が最も多く見られた地域であるが、1960年代前半から徳島大学において四国唯一の養護教諭養成を担ってきた地域でもある。これを養護機能の養護教諭による充足へのこだわりとみるか、あるいは本務養護教諭の配置への消極性とみるかについては、今後詳細な検討が必要であろう。また、本稿では公立小学校にその対象を限定して考察したが、言うまでもなく中学校ほか養護教諭の原則必置が定められている学校についても合わせて検討されなければならない。今後の課題としたい。

【注】

1）多くの先行研究が指摘しているように、戦前戦後をとおして、養護教諭（訓導）は一般の教諭に比して制度面でも認識面でも低い評価が与えられてきた（鈴木（2000）杉浦（2004）安林（2009）など）。戦後においても養護教諭の養成制度の違い（注３）や保健主事登用問題といった制度面、学校運営組織等への参画の制限などの認識面で、養護教諭の役割や身分に対する問題が指摘されてきた。例えば、1995年学校教育法施行規則の一部改正により「保健主事は教諭又は養護教諭をもって、これに充てる」とされ、養護教諭の保健主事への登用が認められたのであるが、これについては保健主事への登用の是非および制度そのものについての賛否はあるものの、養護教諭が一般教諭と同等の立場で学校組織に参画することが認められたとの評価がなされている。保健主事制度に見られるように、学校組織において養護教諭の自律性が認められない状況は、養護教諭が制度化されてもなお一般教諭との対等な身分・職務の価値が認められていなかったことを意味する。

2）戦前を含めた養護概念の歴史的検討にまで射程を広げると小倉（1970）によるものが示唆的である。杉浦が学校看護婦の登場時点から学校における養護機能を導出したのに対し、小倉は近代学校成立段階における学校衛生の概念からその導出を試み、養護概念を広くとらえている。その点から小倉による養護概念の歴史的変遷の整理を支持する見方もある（鈴木2016）。

3）養護教諭がその専門性やアイデンティティを教育と医療・福祉領域とのはざまで追求してきた点については、養護教諭養成制度をめぐる議論においても注視されてきた。鈴木（2016）によれば、教員養成は原則的に大学において担われているが、養護教諭の養成は当初、看護婦免許を必須とし、厚生省管轄の看護婦・保健婦養成に依存する形態を取っていた。こんにちにおいても、保健師の免許取得後、指定の養成機関において教育学や養護に関わらない科目（4科目）を履修することによって、二種免許状を取得する方法も残っているが、この点も養護教諭の専門性という点で課題として指摘されている。また、すぎむら（2014）においても、養護教諭が学校文化の「周辺」にある存在であり、医学という「権威」にたよりたがってきた点が指摘されている。

4）『学校基本調査報告書』では、「本務養護教諭」「本務養護助教諭」「兼務養護教諭」「兼務養護助教諭」が設定されているが、本稿においては本務・兼務それぞれを合算して配置率を算出している。『学校基本調査報告書』では本務者においては休職者も含まれ計上されており、少数ながら助教諭との重複が発生すると思われるが、本稿においては便宜上合算とした。

5）例えば鈴木（2016）では、戦前の学校看護婦の性格や身分について、東京では学校に派遣される市役所職員であったのに対し、大阪市などでは学校長の指揮下にある学校職員としての身分が確立されていた点などが挙げられている。

6）なお、大阪府や東京都については、1960年代初めころから養護教諭の複数配置がなされていたことも確認されている（後藤ら2005）。配置率の高水準もさることながら、人口集中地域ならではの課題への対応が求められていたのだと言えよう。本稿における調査では複数配置についても調整できなかった。今後の課題としたい。

7）ただし、現在においては本務養護教諭の配置状況に新たな変化が見られる。例えば、高知県では1980年代に80%に到達したものの、2000年代以降減少を見せ、2018年現在において68%となっている。また、兼務養護教諭においても2000年代以降、佐賀県や宮崎県で10%台にまで増加を見せており、高知県や愛媛県でも5%程度まで上昇している。少子化やいじめ・不登校問題、子どもの安全対策などにまつわる学校外機関との機能分化や地域の財政状

況など、様々な要因が考えられるが、本稿が主な検討の対象とした1960〜1980年代とは異なる課題が養護教諭の配置状況の中に垣間見られる。

8）山平・西野（1975）に詳しい。

9）京都府の統計について1970年のみ急激な数値の変化を見せているが、その理由については確認できなかった。今後の課題としたい。

10）京都府久美浜町立川上小学校の実践については、渋谷忠男（1988）、川上小学校『学校教育方針　地域にねざした教育』（1970〜1975年度）に詳しい。

引用文献

今野洋子（2005）「養護教諭の歴史に関する研究（1）―学校看護婦の変遷から―」『人間福祉研究』北海道浅井学園大学第8巻

数見隆生（1994）『教育保健学への構図―「教育としての学校保健」の進展のために』大修館書店

小倉学（1975）『養護教諭その専門性と機能』東山書房

後藤ひとみ、小川佳子、内山奈美子（2005）「複数配置校における養護教諭の活動実態 -- 一日の活動及び保健室来室者への対応から捉えた利点」『愛知教育大学研究報告 教育科学編』第54巻

杉浦守邦（2004）「養護教員の戦後50年（第1報）」「養護教員の戦後50年（第2報）」日本養護教諭教育学会誌第7巻1号

鈴木邦治（2000）「学校経営と養護教諭の職務（Ⅴ）―保健主事制度の導入音大に焦点化して―」『福岡教育大学紀要』第49号第4分冊

鈴木裕子（2016）『養護教諭の歴史とアイデンティティに関する研究ー養護概念の変遷の検討を中心にー』DTP 出版

藤田和也（2002）「学校の本来的機能としての養護機能」『研究年報』一橋大学スポーツ科学研究室

堀内久美子（2014）「養護教諭養成制度の歴史から学ぶもの」『日本養護教諭教育学会誌』第18巻1号

安林奈緒美（2009）「『養護社会学』の構築に向けて -- 養護教諭の歴史と現代的『養護』概念」『コロキウム』第4号東京社会学インスティチュート

山平トモ、西野雅子（1976）「戦後の千葉県に於ける学校保健の概況（上）」「戦後の千葉県に於ける学校保健の概況（下）」千葉大学教育学部研究紀要第25巻第2部